

美作監査第70号

平成29年3月6日

美作市長
萩原誠司 殿
美作市議会議長
山本雅彦 殿
美作市教育委員会委員長
福島信夫 殿
美作市農業委員会会長
山本正人 殿

美作市監査委員	窪田 功
同	高田 修平
同	松本 妙子
同	安本 博則

平成28年度定期監査（第2次）結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により報告するとともに、同条第10項の規定により意見を提出します。

平成 28 年 度
定 期 監 査 結 果 報 告 書
(第 2 次)

美 作 市 監 査 委 員

目 次

定期監査結果報告

1 監査の期日及び対象	1
2 監 査 の 範 囲	1
3 監査の主眼及び方法	1
4 監 査 の 結 果	2

1 監査の期日及び対象

実地監査は、平成 29 年 1 月 25 日から平成 29 年 2 月 14 日までの間、実施した。

監査の期日	監 査 対 象
平成 29 年 1 月 25 日	大原病院・上水道課・下水道課
平成 29 年 1 月 30 日	作東診療所・作東老人保健施設・東栗倉総合支所 東栗倉教育分室・大原総合支所・大原教育分室 勝田総合支所・勝田教育分室
平成 29 年 1 月 31 日	消防本部・クリーンセンター管理課・英田総合支所 英田教育分室
平成 29 年 2 月 1 日	美作教育分室・教育総務課・学校教育課・社会教育課 スポーツ振興課・作東総合支所
平成 29 年 2 月 3 日	建設課・農村整備課・都市住宅課
平成 29 年 2 月 6 日	農業振興課・農業委員会・森林政策課・観光振興課 産業振興課
平成 29 年 2 月 7 日	くらし安全課・市民課・税務課
平成 29 年 2 月 8 日	スポーツ振興課・企画情報課・営業課 専門学校等設立準備室
平成 29 年 2 月 10 日	管財課・総務課・危機管理室・秘書課・財政課
平成 29 年 2 月 13 日	高齢者福祉課・社会福祉課・健康づくり推進課
平成 29 年 2 月 14 日	会計課・監査事務局・議会事務局

2 監査の範囲

平成 28 年度（4 月から 12 月末）における事務事業及び予算の執行状況

3 監査の主眼及び方法

平成 28 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施するとともに

に、地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査も主眼として監査を実施した。

監査の方法としては、あらかじめ資料の提出を求め事前審査を行い、当日は資料に沿って関係職員から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿を確認し実地監査を行った。

なお、過去に実施した例月出納検査・定期監査・決算審査等の各種監査・審査・検査で指摘（口頭指摘事項も含む）した事項の措置及び改善状況についても確認等を行った。

おって、下記に記載してあるとおり一部事務については、執行部に資料の提供と説明を求めたが、従前同様回答が受けられなかったものもあり、監査できなかった分野もあることは誠に遺憾である。

4 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられた。特に目に付いた指摘事項及び要望事項等については以下に述べているとおりである。多数発生している重要な再演事項や法令に悖る事項を含め、早急に組織的な検討を行うと共に有効な改善措置を求める。

また、これら指摘事項の多くは、過去の監査及び審査等の意見として指摘してきたとおり、関係法令の研鑽不足のみならず、組織的な法令遵守に対する意識・知識不足や職務の怠慢によるものと認められるので、「美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例」制定時点にさかのぼり、心を新たにして改善方取り組まれない。

なお、監査意見の中で一部合議が整わなかった事項については、監査の透明性の観点から各監査委員の見解を付記する。

おって軽易な注意事項については監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

【共通事項】

1. 敬老会の参加率について

敬老会の参加率向上については、老人会への呼びかけ、開催後のミーティングにおける今後の努力目標の設定など、各地域で参加率向上の努力を行っている。

今後も行政と市民とでアイデアなどの意見交換を行いながら相違工夫し、総合支所長会議等で議題として上げ、各地域の課題・アイデア・成功例など情報共有化し、引き続き参加率向上に努められたい。

【大原病院】

1. 過年度未収金（患者負担分）について

医療費の未収金については、未納者に対して督促等を行っているが、支払能力がありながら支払いに応じない未納者、または既に亡くなっている未納者については、連帯保証人制度の活用等を行うなど、過年度未収金の収納促進、並びに縮減対策に引き続き努められたい。

2. 駐車場等の積雪対策について

本病院は県北部に位置しており、大雪の際、駐車場等が多量の積雪に見舞われ、入院・通院患者等の安心安全に支障をきたしていると思料される。

豪雪地域では有効な手段として、地下水の散水による融雪を行っている。

また地下水は非常用水としても有効であり、水質がよければ緊急の水源としての利用も可能であることから地下水が利用できるのであれば、設備等について検討されたい。

3. 外来患者・入院者の減少について

受診者が年々減少しており、その要因は社会現象と認められるものの、市唯一の公立病院であり、地元や周辺地域市民は本病院の安定経営によるサービス維持を望んでいることから、入院患者の減少等による減収対策に引き続き努められたい。

【上水道課】

1. 老朽管の対策について

水道管の漏水件数については、前年度より横ばい状況であり、維持管理については努力が見受けられる。

管路の老朽化については、年々老朽管路が増えていく中で、中・長期プランでの更新基準の考え方を整備し、計画的な水道インフラの維持に引き続き努められたい。

【下水道課】

1. 各種下水道施設等の運転管理等業務委託について

各種施設等管理業務委託については、「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき締結した協定書に基づき、各市内業者と単独随意契約を毎年度締結しており、その契約理由の妥当性については認識をしているが、単価（契約金額）の正当性について、近隣市町村のデータ等の調査を行うなどし、適正価格かどうかの確認を行われたい。

2. 下水道美作浄化センター建設工事委託について

美作市公共下水道美作浄化センターの建設工事に関して、日本下水道事業団と本工事に関して64,000,000円で委託協定の締結を行っているが、日本下水道事業団が行った入札により、△21,600,000円の入札差金が生じ、協定の一部を変更する協定が締結されている。

当初の協定金額の34%の入札差金（減額）が生じていることは、元の協定金額の正当性について疑義を生じざるを得ない。

3. 不明水対策について

不明水とは、下水道管の老朽化で生じたヒビや隙間、マンホール蓋の破損等の原因により雨水や地下水が流入することをいうが、この不明水が発生すると、下水道施設の処理能力に負担を与え、また下水処理費用もその分増加してしまうことから、改善対策について引き続き努力されたい。

【作東老人保健施設】

特になし

【東栗倉総合支所・東栗倉教育分室】

1. 東栗倉おもちゃ村の閉館に伴う浄化槽の管理について

美作市後山のおもちゃ村については、平成28年10月末日をもって閉館していることから、年度契約を行っている本施設の浄化槽維持管理及び水質検査業務委託契約については、契約内容等を再確認のうえ、適正な処理を行なわれたい。また今後、本施設利用の可能性も考慮のうえ、休止時の浄化槽の管理方法についてそのコストも含めて確認の上、適切な管理に努められたい。

【大原総合支所・大原教育分室】

1. 宿直配置について【再演事項】

現在、本庁舎と大原総合支所で宿直員を配置しているが、大原総合支所については、その費用対効果や他の総合支所とのバランスを考慮して、その可否について検討されたい。

2. クアガーデン武蔵の里プールについて

今までは夏期の体育等で小学校がクアガーデン武蔵の里設置のプールを利用していたが、指定管理者制度への移行に伴い、その利用が危惧される。

プール利用については、教育委員会、学校等と協議を行い、児童にとって最適な教育環境となるよう検討されたい。

【勝田総合支所・勝田教育分室】

1. 勝田図書館の利用促進について

勝田図書館については、土・日・祝日が休館となっている。他の市内図書館との均衡がとられていないため、休館日について他の図書館と同様となるよう検討されたい。

また、図書館の入館口の変更等、地域図書館として市民が利用しやすいように工夫検討を行い利用促進に努められたい。

2. テレビ中継所の土地借上について

テレビ中継所の土地については、賃貸借契約を行っているが、費用対効果等の上からも相手との協議により購入できないかどうか検討されたい。

【消防本部】

特になし

【クリーンセンター管理課】

1. 資源ごみ回収システムの強化について

資源ごみの回収強化については実効性のある取り組みを行い、くらし安全課とも連携し、美作クリーンセンター設置時の環境省の指導としては「資源ごみの減量化」と「リサイクル」であることから、回収システムの強化に引き続き取り組んでもらいたい。

また、リサイクルへの取り組みについては、近隣市である津山圏域クリーンセンターの取り組み状況等や、英田地域区長会が視察研修を行っている鳥取県東部環境クリーンセンターのリサイクルに関する情報などの共有化を行い、それらを参考にしながらクリーンセンター建設時の理念に基づき、使用可能物品のリサイクル体制の構築に努められたい。

2. 持ち込みごみの領収書未発行について

持ち込みごみの支払いの際に利用者に対して領収書を渡していない場合もあるとのことだが、市民が誤解を招く恐れも生じるため、支払者に対しては必ず領収書の発行を行われたい。

3. 民間委託か直営かの早期決定について

美作クリーンセンターの維持管理業務については、専門業者による委託を平成31年度までの5年契約で行っており、その間に契約満了後の管理運営方法等について現在協議等を行っているとのことであるが、本施設の建設中における当時の議会等の説明では自己完結型として市が直接管理運営を行うとのことであった。

平成32年度以降の本施設の管理運営方法については本施設の必要労働時間数、人件費、トータルコスト比較等々詳細データを作成の上、他市町村の同規模施設の管理運営方法についての情報等も調査しながら、長期的な視野に立って適切かつ適正な管理運営が行えるよう総合的な判断にたって慎重に検討・協議されたい。

また決定した際には、市民に対して情報を開示するとともに、決定理由等について丁寧な説明をされたい。

4. 周辺整備事業の明瞭化について

クリーンセンター周辺整備事業については、最終処分場の整備事業が遅れたこともあり、やや不分明なところもあるのでその明瞭化に努められたい。

【英田総合支所・英田教育分室】

1. 用地の借上料について（管財課関連）

英田総合支所・英田公民館・英田多目的広場・農業者トレーニングセンター用地等々の旧英田町地域で市が借り上げている用地の借上料であるが、これら用地について水利組合に対する負担金は市費で負担している。水利組合と土地所有者個人との契約書では「租税公課その他一切の賦課金は乙（個人）が支払う」とされていることから、土地所有者が個人であれば水利費は個人が支払うべきである。

市と水利組合との覚書も含め、本契約について再度確認等行い、適切・適正な契約執行及び会計処理を行われたい。

2. 県外出張について

英田地域区長会視察研修（ごみ問題について考える）として鳥取県東部環境クリーンセンターへ出張しているが、その際に得られたリサイクル体制等の情報について、クリーンセンター管理課等関係部署に情報提供を行うなど情報を共有し、市行政全体に生かしてもらいたい。

【教育総務課・学校教育課・美作分室】

1. 給食食材の地元調達（地産地消）について

平成29年1月28日の山陽新聞にて、岡山県各市町村別県産食材の使用状況（2016年度）の報道があり、美作市については使用割合43.5%で、前年度比△5.7%との状況であった。

野菜の価格急騰により地元の生野菜の使用が難しかったことや、手作り献立が多いことにより一食品の素材の中で県内産食材の割合が少なくなったことが原因との説明であった。

教育委員会としては去年より地元納入業者に対して地産地消の考え方についての説明会等を行い協力等呼びかけているが、地産地消の推進については生産及び供給する側の体制の整備も重要であることから、市として体制整備のサポートを行う必要がある。

今後も学校給食法第2条第5号、第6号の趣旨及び同法第8条に基づき文部科学省が定める「学校給食実施基準」に記述の「地場産物や郷土に伝わる料理を積極的に取り入れ、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むとともに、地域の食文化の継承につながるよう配慮すること」に鑑み、「郷土の食事を愛す」・「郷土の料理法を愛す」地産地消の食育を推進されたい。

2. 各園が購入しているコメの品種及び単価について【再演事項】

コメの品種については今年度1月より品種（あきたこまち）の統一を行っているが、その単価についても、各地元業者と協議を重ね、統一単価となるよう引き続き努められたい。

3. 市内各学校におけるエアコン整備について【再演事項】

エアコン整備については、以前より定期監査（第1次）（園・学校等）等各種監査・審査においてそのつど市内全学校への整備の必要性を指摘し、意見を述べてきたところである。

また「平成27年度美作市教育委員会事務の点検及び評価の報告書（平成26年度事業対象）」においても学識経験者2名から「英田地域の学校だけに設置されている状態は、行政に対する不信感を大きくし、信頼関係は崩れる」との意見も出ていることから、早急に市内各学校にエアコンを整備できるよう、計画策定と予算措置等検討されたい。

【社会教育課】

1. 人権教育の統括等について

美作市における人権に関する業務については、その対象によってくらし安全課や社会教育課などさまざまな部課に分けられている。

議員発議により「人権尊重都市宣言」を行っているが、人権に関する業務について中心となる組織（部課）が存在しないため、責任の所在が不明確となり、人権に対しての意識が薄くなってしまう可能性が危惧される。

そのためには中心となる組織が必要であり、その組織が指揮統制を行うことが本市の人権業務に関しては重要であると考えるので検討されたい。

2. 図書館のコピー料金について

図書館のコピー料金については、「美作市印刷機等の使用に関する規則」を準用しA3以下のコピー料金について20円としているが、例えば中学生までは無料または市場価格にするなど、児童・生徒が利用しやすいような措置等について検討されたい。

【作東総合支所】

特になし

【建設課】

1. 桂坪大屋線の改良工事の予算未執行について

執行機関には議決を受けた予算の執行責任がある。よって天災等やむ負えない停止要件にあてはまらない限り、予算の執行責任に懈怠があると言わざるを得ない。遅延理由を明らかにし適時・適切な予算執行を行われたい。

【農村整備課】

1. 下町地区ほ場整備事業について【再演事項】

下町地区ほ場整備事業については、本市が実施主体であることを幹部も再認識し、過去との整合性と統率のとれた取り組み、推進の努力をされたい。

またそのためには地元役員体制等の再構築に向けての説得・指導も必要であると考えられる。

【都市住宅課】

1. 都市公園事業について【再演事項】

平成29年3月31日開園として、公園台帳に記載されているが、現在においても開園周知がされているとは言い難く、告示文も縦覧手続きを内容としたものだと考えられることから、広報等を活用し市民に周知されたい。

都市林公園でありながら更新伐を大幅（5ha以上）に行うことに、問題が生じないか検討するとともに、都市林公園としてのコンセプトを再構築する必要があると考える。

また、過疎計画、起債事業、条例それぞれ本事業の名称についての記載名に違いがあり、市民が混乱する可能性も生じることから、美作市として名称を統一すべき

でないかと思料する。

なお、今後の未貸借契約地権者（相続等を含む）との交渉を考えたとき、費用対効果分析を行い、規模縮小の検討もされたい。

【農業振興課】

1. 地産地消への総合的取組みについて（教育総務課関連）

地産地消については他市町村の取り組み状況等の情報収集・研究を行い、たとえば学校給食等で地産地消に取り組んでいる教育委員会等と情報の共有化及び連携を行い、幹部会等で検討するなど、市全体で総合的に取り組むよう改められたい。

2. 美作産農産物等のブランド化について

美作市内における農産物において、例えば「茶」・「モチ麦」など、その生産と販売（加工）策を引き続き地元生産者や県・JA等の関係機関と協力を行いながら、各種農産物のブランド化ができるよう検討されたい。

【農業委員会】

特になし

【森林政策課】

1. 袴ヶ仙について【再演事項】

袴ヶ仙については、平成27年5月21日付「美作監査第21号 美作市東谷上及び真殿地内における立木売買契約に関する事務の監査請求に対する監査結果について」にて監査結果報告書を提出しており、その中で指摘しているとおり当初計画の杜撰さ等が現実化している。

本問題については3年が過ぎ、関係職員が退職し風化していく中で、行政として事の顛末を掌握していないと原因の究明が困難となることから、担当部課を含め組織として関係者から顛末を聴取（在職者においては顛末書の徴取）して状況をまず把握し記録しておく必要がある。

また大局的な現地説明もなされていない中で、どんぐり基金から始まる一連の方向転換のプロセスが市民に公開され、市民の理解や「美作市どんぐりの森基金」応募者の理解が得られるかたちとなっているとは言えないので対処されたい。

なお、監査結果報告書で指摘したものの措置未済となっている関係者からの速やかな顛末書等の徴取、及び証拠書類等を固めたうえ、関係者の処分等検討するよう求める。

【観光振興課】

1. 愛の村・武蔵の里の指定管理について

愛の村パーク及び武蔵の里については、平成29年3月議会の議決によっては平成29年4月より指定管理者制度に移行となるが、その決定にかかるプロセス及びタイムスケジュールについては、過去に実施している大芦高原雲海の指定管理問題及び放課後児童クラブの指定管理者選定過程等の苦い経験が今回も生かされていないことは遺憾である。

2. 大芦高原「雲海」の経営方針について

現在の雲海の運営方針については、3年経過した今日においても、その運営方針のビジョンが見えないまま経営規模の縮小が行われており、縮小についての整合性がないままでは、財産の管理を怠っていると云わざるを得ない。

市民に対して現在の雲海の状況等について情報開示を行い、さまざまな意見・情報を加味しながら、またすでに実施している経営診断を参考とし、咀嚼・具現化の努力を行いながら、市幹部はもとより担当課としても、今後の雲海の運営方針について地元意向を尊重し、早期に明確なビジョンを決定し、地域住民、広くは全国から愛され利用される施設となるように努められたい。

【産業振興課】

1. もうもう工房跡地について[再演事項]

もうもう工房跡地の取得目的は交通接点利用計画であったがその後、道の駅構想等二転三転し、この活用方針がいまだに定かではない。今後の管理活用計画を早急に定め、当面は市民から要望のある一時的駐車場利用等有効な活用をされたい。

2. 産業活力サポート事業について

地域産業の振興及び育成並びに産業活力の再生を図ることを目的として、事業所等の新築、改築、備品購入等に、美作市地域活力創生事業補助金を交付しているが、その交付に関して、みまさか商工会が計画申請及び内容審査を行っている。市は計画認定書を発行するにあたり、管理指導を徹底し適正な運用を求める。

【管財課】

1. 契約事務の適正化について【再演事項】

美作市の契約関係事務については、平成26年4月、「工事関係発注業務及び出資法人の経営状況等に関する事務の監査について(依頼)」(美作総務第1号・26.4.2)による美作市長からの依頼や、市の発注工事に対する市民からの各種意見等をも踏まえて監査してきた結果については、平成25年度決算審査以降の各種監査報告書等に記してきたとおりである。

しかるに、平成28年度の定期監査を見る限り、依然として指名競争入札を行う際における入札指名委員会の会議録の未作成等に見受けられる契約事務の不透明性及び関係法令や通達の研鑽不足並びに幹部の決裁機能などにも問題があることから未だに改まっていないのが現状である。

これらについての原因を分析するなどして組織的な改善に努め、契約事務の適正化と透明性の確保等を図り、説明責任を果たすよう求める。

2. 入札業務の透明性確保について【再演事項】

指名委員会会議録の作成については、指名競争入札の適正化と透明性確保のため結果のみでなくその過程が重要であり、文書管理規程第2条の定め反するので、作成するよう改められたい。なお、本件は現市長が就任直後に監査委員に対して要求した監査の重要案件であることも認識されたい。

3. バイクの使用状況について

本庁、支所等にバイクを配車されているが活用されていない状況がある、売却等も視野に入れ検討されたい。

4. 公共施設の老朽化問題について【再演事項】

公共施設等総合管理計画については前回指摘したところであり、今年度中に策定し、市民に公表するとしている。

については作成が目的でなく、それに基づいて具体的な活用方法を明確にし、計画策定後は管理、維持ができる専門組織の構築を視野に入れながら確実に計画を遂行されたい。

【総務課】

1. 適切な事務分担について

適法で確実な行政事務執行を行うには適切な事務分担を行うことがなによりと考える。しかしそれがまったく形式的であるため、違法性が看過されやすく、組織のチェック体制に問題を生じる一因であると認められるので、改められたい。

2. 組織の見直しについて【再演事項】

前回定期監査結果報告において指摘した人口減少に伴う組織の定員管理が依然不十分と認められる。肥大化した組織及び業務全般の見直しと、責任分担の明確化を図られたい。また人口が減少していく中で、類似市とも比較し適正な定員管理を進められたい。(副市長1人、監査委員2人、政策審議監・危機管理監・総務課参事の兼務または廃止、部課の一割削減等)

3. 庁舎整備について

庁舎整備検討市民委員会の建議書において、市民の利便性等を考慮し総合庁舎として新築移転することを建議され、平成28年3月定例会に中尾地区を上程したものの、同年9月定例会において否決となり、次回12月定例会において市は新築を断念し現庁舎の耐震化を行う報告があったが、これは庁舎整備検討市民委員会建議書の内容を無視したものと認められる。

また建議書では現在の財政状況を勘案して第2案として既存支所の活用も同時並行し、また他の候補地等検討していくことになっていた。

しかるにこれらへの対応を怠ったほか、合併特例期間が迫っていることを認識していながら、平成26年3月30日の就任時から同年12月22日の第3回市民検討委員会まで約9か月間の空白があったことも事実である。

これらいずれの検討も不十分であったことから、合併特例債適応期間に対応できなくなったことは誠に遺憾である。

4. 職員の指揮監督について【再演事項】

前回定期監査結果報告において指摘したことではあるが、地方自治法第154条「職員の指揮監督、並びに地方公務員法第1条「地方自治の本旨実現」、第29条

「懲戒の規定」、第23条の2「人事評価」等の規定が定められているが、例えば人事評価にあっては実態と合わないような評価者決定があるなど、これらの取り組みが組織的にも未だ不十分であると認められる。職場規律の確保と職員の士気向上に努め、もってより優れた行政サービスの提供を図られるよう組織的な取り組み強化をされたい。

5. 旧東栗倉工房株式会社の清算について【重大指摘事項】

旧東栗倉工房株式会社の清算については、昨年清算を完了したとのことであるが、その手続き等において疑義がもたれたことから、今回定期監査において仲裁・和解等の統括責任者である総務課・参事等に説明を求めたが、2月28日に至っても関係資料の提供も説明も受けられず、定期監査が未了となっていることは誠に遺憾である。

定期監査における説明では、本件は仲裁法による手続きであったとのことであるが、もし仲裁によるものであるとすれば、地方自治法第96条規定の議決事件であると考えられるほか、金融機関との損失補償処理についても疑義がもたれるなど、いずれも監査委員として看過できる問題ではないので、直ちに事実関係を調査するとともに、責任者において説明等の履行をされたい。

【秘書室】

1. 市長交際費支出について【再演事項】

前回定期監査結果報告において指摘した「全国トンネルじん肺根絶原告団副団長」へのお供えは、市長が平成19年に自民党じん肺対策議員連盟の事務局長をしていた関係の支出で、措置状況においては市政関係者であるとのことであるが、その根拠が明示されていない。よって故人は市政関係者ではないと思料されるため、返還措置を求める。

2. ホームページの市政日誌等について【再演事項】

説明内容に改善がみられたが、一部には記載する目的がどこにあるのか不明瞭なものも見受けられる。また、「市長あいさつ」を見ても、就任時のものと湯郷 Belle の関係のもの各1件のみであることから、設定目的が理解されていないというほかなく、情報化時代であることを再認識し、今後は市長の市政方針及びスタンスが市民または全国に伝わるよう改善を図られたい。

【財政課】

1. 行財政改革の停滞について【重大再演事項】

総合振興計画等にも定められている行財政改革への取り組みにおいて、行革委員会も委員を委嘱していないため開催できず、行革本部会議も開かれていない。また財政課に27年度から行財政改革係の配置もなく組織的に取り組まれている状況であり、これが職員の行革に対する意識が低下しているものと認められる。費用対効果、緊急度、優先度を協議し、職員の経営コスト感覚を高め効率的な事業を進めるためにも重要課題であり、行財政改革への取り組みが停滞していることは誠に遺憾である。

【危機管理室】

1. 消防団夜警助成金について

消防団は自分たちの町は自分たちで守るという崇高な精神に基づき地域住民の生命及び、財産の保護を図るため火災発生時の消火活動、風水害における救助、警戒巡視活動など地域になくはない極めて重要な役割を担っている。中でも厳寒における年末夜警活動に対し助成金が市内一部当たり3日間5,000円と少額であり、活動状況を考慮した見直しの検討を求める。

2. 消火栓の水圧検査について

消火栓の水圧不足は有事の際の消火活動に支障をきたす恐れが生じるため、市内の消火栓の水圧チェックの必要性について、上水道課や消防団等と意志疎通を行い、市内の消火栓について点検等行うよう検討されたい。

【専門学校等設立準備室】

1. 美作市スポーツ医療看護専門学校の校舎建設事業について

学校法人大阪滋慶学園が整備する美作市スポーツ医療看護専門学校の校舎建設事業に対し10億円の補助金を交付予定であるが、生徒予定数が680名から360名と減少した中で補助金精査する必要がある。美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱において、「市長は、補助対象者が正当な理由によることなく開校後10年以内に営業を休止し、又は廃業したときは、交付決定の取消しを行い返還を命じるもの」となっているが正当な理由が不明瞭であり、リスク回避の上からも覚書を締結するなど、その明瞭化を図られたい。

2. 留学生希望実態調査について

ベトナム高校生等留学実態調査業務委託をダナン大学に300万円で委託しているが、金額に見合った調査ができるよう指導を徹底されたい。

3. 学生寮について

美作市スポーツ医療看護専門学校学生寮の整備においては、当初の考え方どおり地元整備による方針で行い、かつ確実な需要予測を立てるなどして、慎重な対応を求める。

【営業課】

1. 関西ふるさとバスツアーについて

関西ふるさと会 Belle バスツアーのパンフレット作製において誤解を生むような記載があったが、今後関係法令等を研鑽し問題意識をもって適正な記載を行うよう努められたい。

2. 教育施設等誘致促進事業について【再演事項】

美作市教育施設等誘致促進事業（施設運営補助）に基づくNPO法人青少年少女モータースポーツ振興会（美作市認定技能教育施設:野田レーシングアカデミー）

に対する補助金を設置後5年間にわたり毎年1千万円(限度額)の補助金支出を予定しているが、生徒数が今では3~4名と低迷する中、生徒30名の経済効果を見ながら採択されたもので、現状とかけ離れた状況にあり経済効果は大幅に減少している。これは看過できないことであり、補助金の見直しについても検討されたい。

3. 国際交流ベトナム交流事業【再演事項】

ベトナム社会主義共和国との交流事業に多大な労力と経費を投入しているが、費用対効果を分析し市民にも十分な説明をし、理解を得た上で進めるようにされたい。また、作東図書館の建物内に予定されているホーチミン主席像の設置については、作東の自治振興協議会8地区の代表や地域の声を聞き場所選定を検討されたい。

【企画情報課】

1. 指定管理者関係業務推進体制について【再演事項】

指定管理者制度については企画情報課が行い選定委員会関係業務については担当事業部署に変更されたが、連携不足が見受けられるなど、雲海、放課後児童クラブ等の反省が活かされていない状況にある。また選定委員に一部外部登用されているが透明性を高め、効率化を図られたい。

2. 新たな緊急告知放送システムについて

告知放送の廃止(平成31年1月末)に向け無線による新たな告知システムによる個人の携帯電話やスマートフォン、固定電話やファクスに緊急情報を配信する一斉メール配信システム整備が計画されているが、市民への周知活動が遅れている現状がある。携帯を持たない老人等が特に不安が生じているので早期周知を図られたい。

【スポーツ振興課】

1. 欧州トップセールスの人選等について

美作創生事業において、スポーツと地域文化の融合による新たな国際交流の推進として欧州トップセールスによるベルギー王国への視察が行われているが、費用対効果を含め参加者の人選については市民に理解を得られるよう透明性を確保されたい。

【市民課】

特になし

【税務課】

1. 滞納整理について

市税の収入未済に対しては、限られた人員、時間の中で滞納者の実態把握等の調査業務に努め慢性的滞納者の減少に向け相応の改善努力は認められる。より一層実効の上がる対応について検討されたい。

【くらし安全課】

1. 未収金について

住宅新築資金等貸付元利収入（滞納繰越分）においては引き続き法的措置を含めた調査、検討を行い未収金の減額に努められたい。

2. 環境保全系の業務について

環境保全係において、ゴミステーション設置補助、資源回収推進団体報奨金等の業務が執行されているが、美作市事務分掌及び決裁規程においてごみ減量化及びリサイクルの推進に関することはクリーンセンター管理課の業務に規定されていることもあり、適正な事務処理体制の検討を求める。

【社会福祉課】

1. 民生委員・児童委員活動について

民生委員・児童委員活動において、児童の見守り、相談・支援等専門的に担当する「主任児童委員」を各地域に2名配置されているが、その活動内容が市民に対し周知されていない状況がうかがわれる。なお一層の広報活動に努められたい。

【高齢者福祉課】

1. 空調設備更新工事について

工事関係で予算化された後の取組が遅れていたものがあるので、今後早目の対応が必要である。

2. 指定管理者制度の理解と指導監督について

保健福祉部にあつては、特に指定管理者による事業運営が多いので、この制度を十分理解するとともに、その指導監督に遺漏のないようにされたい。

そのためにも業務の実態を常に把握しておくことを求める。

【健康づくり推進課】

1. 放課後児童クラブの水道光熱費について

指定管理者の管理料の扱いで、市の建物を使用しているクラブがあるので、水道光熱費の扱いを区別されたい。

2. 放課後児童クラブの指定管理者について

指定管理料が前年度より380万円程高額になっているが、昨年4月1日のスタート時から8月まで支援員不足並びに11月まで統括責任者不配置がみられるなど、仕様書どおりのサービス提供ができていない。当該期間分についての、指定管理料については支払に疑義がもたれるので協議・検討されたい。

【会計課】

1. 資金運用について

高額資金の運用において、金融の多様化と複雑化に伴い、リスク管理を含め日々研鑽し対応しているところであるが、更に安全かつ有利な運用を図るため、資金運用委員会等の設置を検討されたい。

【監査事務局】

1. 個別外部監査制度について（総務課関連）

今後、住民監査請求等において、外部の専門的な知識を有する外部監査人による監査要求（地方自治法第252条の39～44）が見込まれるため、個別外部監査制度の導入に向け条例の制定を求める。

2. 監査委員の定数削減について

美作市政刷新のための人的基盤の整備及び情報の積極的公開に関する条例において、市政刷新期間において現状では監査委員の定数を4人以内とし、そのうち1人を常勤とするものと規定されているが、識見を有する者として現状での監査委員4名は不必要であり、条例の改正を求める。

なお、住民監査請求等の増加も予想されるので、事務職員の適正な配置も検討されたい。

【議会事務局】

1. 議会図書室の設置について【再演事項】

議会図書室は、地方自治法第100条第19項において「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。」と設置が義務付けられているので早急に設置されたい。

2. 議会広報誌未発行について【再演事項】

議会の活動状況を広く市民に周知し、市民の議会に対する理解を深めることを目的に、議会訓令として「美作市議会広報誌の発行に関する規定」を定められていたが、平成19年以降発行されていない状況の中、平成28年5月に規定が廃止されたことは誠に遺憾である。今後市民に対しての広報活動は市広報誌では市民の要望からして不十分と考えられるので見直しを検討されたい。

3. 政務活動費の公開について

議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費として交付されており、各会派の収支報告書は公開されているが、透明性の確保を図るために、復命書並びに領収書を含めたホームページへの公開を検討されたい。

4. 議会基本条例の研鑽と実践努力等について

二元代表制により、議会は市民の意思を代弁する合議制機関として、政策立案、行政監視などの機能を十分に発揮し、市民全体の生活向上に努めなければならないとされ、そのため、議会は議員の自己研鑽と資質の向上、公正性、透明性の確保、議会活動を支える体制の整備など改革を推進していく必要があると基本条例に定められている。

しかしながら、議決責任の重大性を始め、政策評価、政策提言、政策立案等に関して市民への情報提供への取り組み不足が認められる。

また、基本条例の目的である、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応えられる議会運営を実現し、市民生活の向上と市政の発展を目指すため、議会活動を補佐する議会事務局機能の充実を求める。

【指摘及び助言事項】

1. 公共工事の入札と契約事務の適正化及び中小零細企業振興に向けての取組強化等について

公共工事の入札や契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（総行行第231号・国土入企第14号、26.10.22）や、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」等により推進に努めることになっているほか、政府が毎年閣議決定している基本指針による地方公共団体への協力依頼内容なども受けて推進することになっているが、これが不十分だと認識される。

については、幹部も含め組織全体として関係法令等の研鑽に取り組むとともに、本件については平成24年8月、「地域建設業の振興及び地方公共団体中小企業対策の充実に関する請願書」が提出され、同年9月議会において採択されていることをも重く受け止め、美作市産業の振興等の観点に立ち、下記に掲げた事項等を念頭に、直ちに関係規定の整備と実効のあがる施策を策定し、その確実な実施に努められたい。

なお、本件請願のみならず、今までに採択された請願に対する真摯な取り組みをはじめ、請願・陳情等に対する処理体制の整備と、議会にあってもこれが国民の基本的人権であることも再認識し、意識改革も含めて人権尊重都市宣言市であるということも再認識し改善を図るよう要望する。

記

- ① 美作市契約規則の工事の指名基準に、「地場産業の振興・中小企業対策」等の政策目的による入札条件を追加し、分割発注などの工夫も可能にすることにより、これら行為が入札談合等ほう助する行為に当たることのないよう改めること。
- ② 市内の製造業、建設業、サービス業、小売業など中小零細企業の受注機会を確保するため、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第8条による新規事業者対応も含めて必要な措置を講じること。
また、「美作市中小企業支援事業補助金交付要綱」や「同利子補給金交付要綱」などの活用についても、積極的啓蒙と利用促進に努めること。
- ③ 中小企業基本法第6条に定められている、中小企業に関し国との適切な役割分担を踏まえて、「その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」を再認識し、美作市に応じた施策の策定と実施に向けての環境整備に努めること。

- ④ 一般競争や指名競争入札等を行う場合にあっては、規定整備の上、適切な地域要件の設定を行うこと。
- ⑤ 一般競争や指名競争入札を行うに際しては、規定整備の上、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事にかかる競争に参加できるようにするなど、受注機会の確保に努めること。
- ⑥ 本文に記載の「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」で指導されている地域維持型契約についても研鑽し、災害応急対策や除雪、パトロールなどのいわゆる地域維持事業の推進に万全を期すとともに、これら地域維持事業にかかる経費の積算においては、事業の実施に要する経費を適切に費用計上するよう工夫すること。
また、予定価格に起因した入札不調・不落の防止を図るため、見積書の利活用についての環境整備を図ること。
- ⑦ 上記に関連して、地域維持事業の担い手の実情調査と、継続的な担い手確保の観点から、入札と契約の方法に工夫が必要な地域を把握するとともに、地域維持事業の担い手の安定的な確保のために必要があると認められる場合においては、複数年の契約単位などの工夫も行うほか、債務負担行為の積極的な活用等により、発注・施工時期の平準化にも努め、そのための内規等環境整備を図ること。
- ⑧ 入札契約適正化法の改正により、すべての下請け工事契約について提出が義務化された「施工体制台帳」を活用し、不当な中間搾取などの未然防止になお一層努めること。
- ⑨ 国土交通省からの指導を参考に、入札・契約の過程等について、学識経験者等の第三者の意見を反映させるほか、監査委員の活用等にも努め、これら事務の透明性を図ること。

【合議が整わなかった意見】

【大原病院・作東診療所】

1. 医師会費について【再演事項】

〔見解その1. 支出が不適当とするもの：窪田監査委員・松本監査委員・安本監査委員〕

医師会費（15,000円）の支出については、平成27年12月7日提出の平成26年度決算審査意見書以降、各種監査・審査等で指摘事項とし、その使用目的から公費で負担することが不適正支出であると認め、返還措置を求めてきたが、措置未済であることはたいへん遺憾であるので直ちに措置されたい。

[見解その2. 支出が適当とするもの：高田監査委員]

本件支出については適当であると判断するが、本件支出に関する当時の起案文書については、理論性のある起案理由の記述及び添付書類を作成しておくべきであったと考える。そのためには起案文書等を組織的に確認する機能（知識と感覚）が必要であることから、研鑽の上機能構築に努められたい。

【管財課】

1. こぶしの里管理について【再演事項】

[見解その1. 不適当とするもの：窪田監査委員・松本監査委員・安本監査委員]

平成28年11月29日付け美作監査第58号「平成27年度美作市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査結果報告書（追加審査分）（こぶしの里後山の建造物損壊・備品盗難事件発覚に伴うもの）」にて、各監査委員の見解として述べたとおり、盗難と損壊事件が平成27年度に発生し相当の被害が発生し続けていたにも関わらず、なぜかこれが秘匿されており約1年間も経過した平成28年10月報道機関からの情報まで知らされていなかったことは誠に遺憾である。

この結果、2次・3次犯行の抑止につながらなかったことは、財産管理を怠ったというほかないので今後はかかることのない様にされたい。

[見解その2. 適当とするもの：高田監査委員]

平成28年11月29日付け美作監査第58号「平成27年度美作市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査結果報告書（追加審査分）（こぶしの里後山の建造物損壊・備品盗難事件発覚に伴うもの）」にて、述べたとおりである。